

土佐市空き家バンク

売りたい！

貸したい！

空き家募集中

空き家に灯を！
空き家に元気を！



【お問合せ先】

土佐市役所 未来づくり課

活力創出班

お気軽にご相談ください！

TEL 088-852-7682

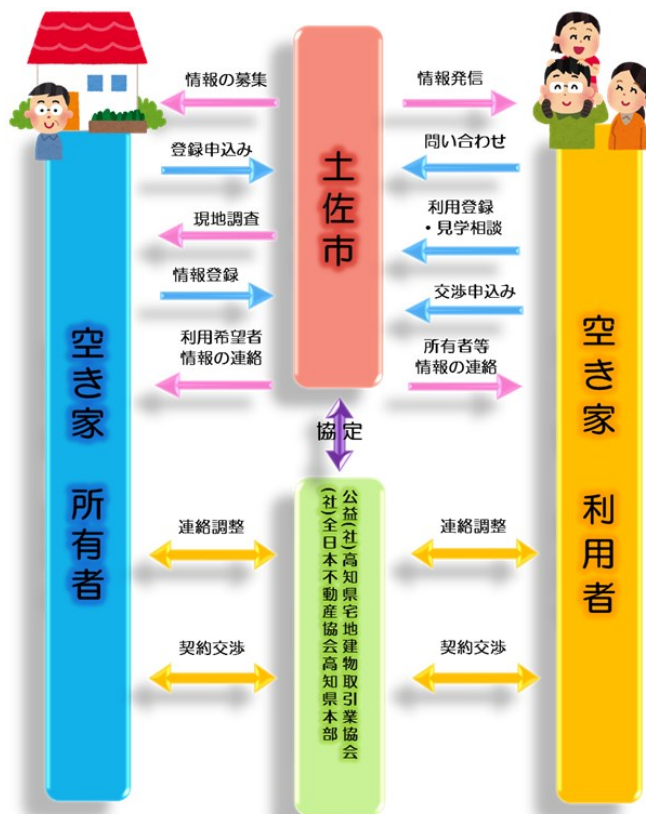




土佐市空き家バンクとは？

「土佐市空き家バンク」とは、土佐市内の空き家を有効活用することで、交流人口の拡大や定住促進を進め、地域の活性化を図ることを目的に実施する空き家情報登録制度のことです。

賃貸や売却を希望する空き家物件をお持ちの方から、物件情報を提供・登録していただいたうえで、市公式ホームページへの掲載などを通じて、利用を希望する方に情報を提供いたします。



土佐市空き家バンクの流れ

空き家売りしたい、貸したい！

1. 賃貸・売却物件の登録

賃貸・売却物件の登録を希望される方は、土佐市空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び土佐市空き家バンク登録（変更）書（様式第2号）へ必要事項を記入し、土佐市役所未来づくり課に提出ください。

2. 現地調査

市の職員及び公益（社）高知県宅地建物取引業協会若しくは（社）全日本不動産協会高知県本部から選出された不動産業者が現地確認へ伺います。

3. 空き家情報提供

調査後、市ホームページ及び市の窓口で情報の提供を行います。

4. 物件の交渉

利用希望者の申込みがあった場合、市から物件登録者に連絡し、公益（社）高知県宅地建物取引業協会若しくは（社）全日本不動産協会高知県本部から選出された不動産業者の仲介により交渉となります。

空き家を買いたい、借りたい！

1. 空き家情報提供

市ホームページ及び市の窓口で空き家情報の提供を行っています。

2. 空き家バンク登録

土佐市への移住を考えられている方で、より詳しい空き家情報を希望される方は、土佐市空き家バンク利用申込書（様式第7号）へ必要事項を記入し、土佐市役所未来づくり課に提出ください。

3. 現地見学

空き家バンク登録後に、気に入った物件があれば、市の職員がその物件を案内します。主に外観のみの見学となります。

4. 物件交渉の申込み

物件の交渉を希望する場合は、土佐市空き家バンク物件交渉申込書（様式第12号）及び誓約書（利用希望者用）（様式第13号）に必要事項を記入し、土佐市役所未来づくり課に提出ください。

5. 物件の交渉

公益（社）宅地建物取引業協会若しくは（社）全日本不動産協会高知県本部から選出された不動産業者の仲介のもと、物件所有者と交渉します。

※土佐市は売買及び賃借の仲介は行いません。

※仲介手数料が発生します。



高知家の移住